

# 国立大学法人大分大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

平成27年5月20日  
学 長 裁 定

## 1. 趣旨

この基本方針は、国又は独立行政法人から国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び運営費交付金により配分される研究費（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

## 2. 責任体制

- (1) 法人を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、法人を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- (3) 各部局（国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）による部局）における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる役割を担う。

ア 自己の管理監督又は指導する部局内における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 自己の管理監督又は指導する部局内において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- (4) コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担った上で必要に応じて、コンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

- (5) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（コンプライアンス推進副責任者を含む）は、それぞれの職務において、その管理監督の責務が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

## 3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確に定め、統一的な運用を図るとともに公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。

## 4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分

担の実態と事務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。

#### 5. 関係者の意識向上

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、法人の不正防止対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに誓約書等の提出を求める。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

#### 6. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る通報窓口を総務部総務課に設置する。
- (2) 総務部総務課は、公的研究費の不正使用に係る情報について、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、次の事項を含め、公的研究費の不正使用に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。
  - ア 告発等の取扱い
  - イ 調査委員会の設置及び調査
  - ウ 調査中における予算執行の一時的執行停止
  - エ 不正使用の認定
  - オ 資金配分機関への報告及び調査への協力等
- (4) 調査後において、懲戒等を必要とする場合は、「国立大学法人大分大学職員懲戒等規程」に基づき処理する。

#### 7. 不正を発生させる要因の把握及び不正使用防止計画の策定・実施及びモニタリング

- (1) 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及び不正使用防止計画の策定・実施を図るため、不正使用防止計画推進部署として、研究不正防止コンプライアンス室を設置する。
- (2) 研究不正防止コンプライアンス室は、不正を発生させる要因について、法人全体の状況を体系的に整理・評価する。
- (3) 研究不正防止コンプライアンス室は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正使用防止計画を策定し、実施状況を確認する。

#### 8. 研究費の適正な運営・管理

- (1) コンプライアンス推進責任者は、当該部局の公的研究費の執行状況を検証し、予算の当初執行計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 発注権限のある者が発注を行う場合は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行状況を遅滞なく把握できるようにしなければならない。
- (3) 最高管理責任者は、取引業者との癒着を防止するため、法人の不正防止対策に関する方針及びルール等について周知徹底し、一定の取引実績等を考慮した上で誓約書の提出を求める。  
不正な取引に関与した業者については、「国立大学法人大分大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いについて（重要通知）」に基づき、取引停止の措置を講じる。
- (4) 最高管理責任者は、適正な会計経理の執行のため、発注者以外の者による確実な検収を実施する。

## 9. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、研究費の使用に関するルール等について、法人内外からの相談を受けける部署として、事務局各部に相談窓口を置く。
- (2) 最高管理責任者は、研究費の不正使用の防止に向けた取組について、方針及び手続き等をホームページで公表する。

## 10. 監査体制

- (1) 監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織として、「国立大学法人大分大学内部監査規程」に基づき、毎年度定期的に内部監査を実施する。
- (2) 内部監査の実施に当たっては、以下のことに留意する。
  - ア 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、研究費の管理体制の不備の検証も行う。
  - イ 研究不正防止コンプライアンス室と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。
  - ウ 監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

## 11. その他

最高管理責任者は、上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改定)」において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。